

令和7年度

学校体育施設開放要覧



三芳町



【目 次】

1	小・中学校体育施設の利用案内	1
2	学校別利用可能種目・備品一覧	2
3	団体登録から使用まで	4
4	学校体育施設使用の手順	6
5	使用者の心得	8
6	学校開放安全対策	10
7	各小中学校体育施設概略図及び保健室内A E D案内図	
	(1) 三芳小学校	13
	(2) 藤久保小学校	15
	(3) 上富小学校	17
	(4) 唐沢小学校	19
	(5) 竹間沢小学校	21
	(6) 三芳中学校	23
	(7) 三芳東中学校	25
	(8) 藤久保中学校	27
8	連絡先一覧	29
9	用紙の一覧	30
10	令和7年度学校開放日程調整会日程表	37

1 小・中学校体育施設の利用案内

(1) 趣 旨

学校体育施設の利用については、三芳町が定める「三芳町立小中学校の施設の開放に関する規則」に基づいて、住民スポーツ・レクリエーション活動の場を確保するため開放するものです。

学校開放優先 順位の考え方	第1位	学校行事
	第2位	町事業
	第3位	行政区及びスポーツ協会加盟団体の大会等
	第4位	学校開放利用団体

(2) 開放する学校及び施設

○小学校 5校

学 校 名	開放施設
藤久保小学校	体育館のみ
唐沢小学校	校 庭・体育館
上富小学校	
竹間沢小学校	
三芳小学校	校庭のみ

○中学校 3校

学 校 名	開放施設
三芳中学校	校 庭・体育館 柔道場・剣道場
三芳東中学校	
藤久保中学校	

○学校体育施設開放日及び開放時間帯

	土曜日・日曜日・祝日	全日
校 庭	① 8:00~10:00 ② 10:00~12:00	/
体育館・柔道場 剣道場・卓球場	③ 13:00~15:00 ④ 15:00~17:00	

※ 年末年始の各一週間及び開放校が必要と認めた期間は、使用を禁止する。

2 学校別利用可能種目・備品一覧

		藤久保小	唐沢小	上富小	竹間沢小	三芳小	三芳中	三芳東中	藤久保中
校庭	ソフトボール		○	/	○	○	○	○	○
	少年サッカー		○	○	○	○	○	○	○
	サッカー		/	/	/	/	○	○	○
	少年野球		○	○	○	○	○	○	○
	野球		/	/	/	/	○	/	/
	グラウンドゴルフ		○	○	○	○	○	○	○
	フットサル		○	○	○	○	○	○	○
体育館	バドミントン	○	/	○	○	/	○	○	○
	バレーボール	○	○	○	○	/	○	○	○
	バスケットボール	○※	○	○	○	/	○	○	○
	インドアカ	○	○	○	○	/	○	○	○
	ソフトバレーボール	○	○	○	○	/	○	○	○
	ドッジボール	○	○	○	○	/	○	○	○
	ダンス	○	○	○	○	/	○	○	○
	卓球	○	/	/	/	/	/	/	/
	剣道	○	○	○	○	/	○	○	○
	太極拳	○	○	○	○	/	○	○	○
	居合道	○	○	○	○	/	○	○	○
	ラケットテニス	○	○	○	○	/	○	○	○
	ハウンドテニス	○	○	○	○	/	○	○	○
	空手道	○	○	○	○	/	○	○	○
	ダブルダッチ	/	/	○	/	/	○	/	/
	器械体操	○	○	○	○	/	/	/	/
	スホーツ吹き矢	○	○	○	○	/	○	○	○
タグラグビー	○	○	○	○	/	○	○	○	
室内用一輪車	○	/	/	/	/	/	/	/	
柔道場・剣道場	柔道	/	/	/	/	/	○	○	○
	剣道	/	/	/	/	/	○	○	○
	空手	/	/	/	/	/	○	○	○
	少林寺拳法	/	/	/	/	/	○	○	○
	居合道	/	/	/	/	/	○	○	○
	スホーツ吹き矢	/	/	/	/	/	○	/	○
	キックホクシンク	/	/	/	/	/	○	/	/
卓球場	卓球	/	/	/	/	/	/	○	

※バスケットボール用のコートラインなし

学校開放専用備品・学校許可備品(令和7年3月20日現在)

※学校開放専用備品：文化・スポーツ推進課が管理をしている備品。

学校許可備品：学校が管理している備品。一覧表に載っている備品以外は使用不可。

体育館

学校名	学校開放備品	学校許可備品
藤久保小学校	バドミントンポール4本(2組)、バドミントンネット3枚、卓球ネット4枚、卓球ネットサポート2台(1組)、バレーネット1枚	器械体操用具、卓球台7組、バレーポール支柱2本(1組)、得点板4台、バスケットゴール、モップ
上富小学校	バドミントンネット2枚、バドミントン補助支柱4本(2組)、バレーネット1枚、バレーネット巻きハンドル2個	器械体操用具、バレーポール支柱2本(1組)、バドミントンポール4本(2組)、得点板2台、バスケットゴール、モップ ※デジタル得点板は学校開放では使用できません
唐沢小学校	バドミントンネット3枚、バレーポール支柱2本(1組)、バレーネット1枚、バレーネット巻きハンドル2個、インディアカポール2本(1組)	器械体操用具、得点板1台、バスケットゴール、モップ(2階) ※デジタル得点板は学校開放では使用できません
竹間沢小学校	バドミントンネット3枚、バドミントンポール8本(4組)、バドミントン補助支柱4本(2組)、バレーポール支柱2本(1組)、バレーネット1枚、バレーネット巻きハンドル2個	得点板1台、バスケットゴール、モップ
三芳中学校	バドミントンポール4本(2組)、バドミントン補助支柱6本(3組)、バドミントンネット2枚、バレーポール支柱2本(1組)、バレーポールネット1枚、バレーネット巻きハンドル1個	バスケットゴール、モップ
三芳東中学校	バドミントンポール2本(1組)、バドミントンポールネットセット、バドミントンネット3枚、バレーネット2枚、インディアカポール2本(1組)	バレーポール支柱4本(2組)、バスケットゴール、モップ
藤久保中学校	バドミントンポール6本(3組)、バドミントンネット4枚、バドミントン補助支柱2本(1組)、バレーネット1枚、バレーポール支柱2本(1組)、バレーネット巻きハンドル2個、得点板2台、インディアカポール4本(2組)	バスケットゴール、モップ

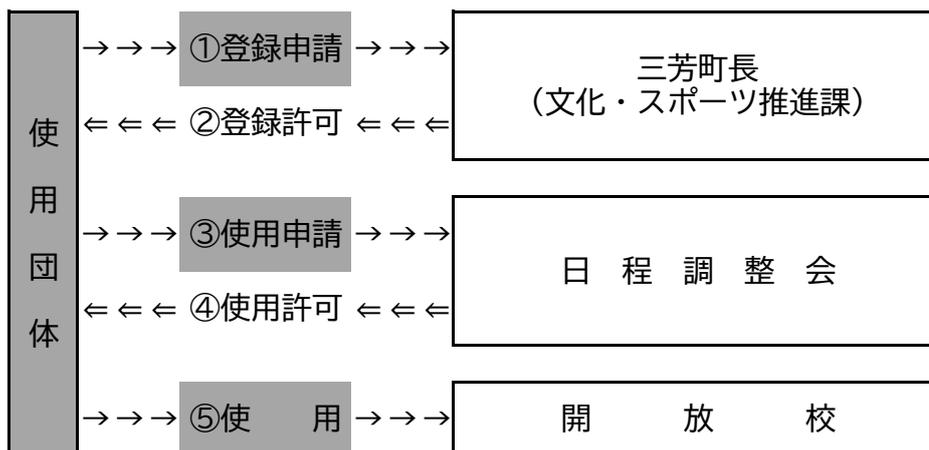
卓球場

学校名	学校開放備品	学校許可備品
藤久保中学校		卓球台

校庭

学校名	学校開放備品	学校許可備品
三芳小学校	ブラシ2本	サッカーゴール
藤久保小学校		
上富小学校	ブラシ5本、木トンボ6本	サッカーゴール
唐沢小学校	ブラシ3本、木トンボ3本	サッカーゴール
竹間沢小学校	ブラシ2本、木トンボ3本	サッカーゴール
三芳中学校	ブラシ7本、ゴムブラシ8本	サッカーゴール、ハンドボールゴール
三芳東中学校	ブラシ3本、木トンボ8本	サッカーゴール、ハンドボールゴール
藤久保中学校	ブラシ3本、木トンボ3本、アルミトンボ2本	サッカーゴール

3 団体登録から使用まで



【重要】

※使用資格

三芳町内に在住・在勤・在学する者のみで組織され、かつ10名以上の団体とし、その代表者並びに使用責任者が成人であり、スポーツ・レクリエーション活動を目的に使用する団体として三芳町長に申請し、許可を受けた団体。

(1) 登録申請

使用を希望する団体は、学校体育施設使用団体登録書に必要事項を記入して三芳町長に提出し、審査を受けなければならない。

(2) 登録許可

三芳町長は登録書を審査し使用資格に適する団体に団体登録証明証を交付する。

(3) 使用申請

団体登録証明証の交付を受けた団体は、以下のとおり行われる学校開放日程調整会に参加し、1ヶ月間の日程を調整し、学校開放体育施設使用許可申請書により使用の申請を行う。

【学校開放日程調整会】

期 日	使用する月の前月の第3木曜日 ※詳細は、P38の日程表をご覧ください。
時 間	19時 ※状況に応じて日時等が変更となる場合がございます。 町ホームページをご確認ください。 掲載ページ：学校体育施設開放情報 
場 所	三芳町総合体育館 TEL049-258-0311 (校庭は会議室2、体育館は研修室)

※団体登録証明証を必ず持参すること

(4) 使用許可

団体は日程調整会において、学校体育施設使用許可書により使用の許可を受ける。

(5) 使 用

学校体育施設使用許可書により許可を受けた団体が使用できる。

※日程調整会での申請受付は、下記の方法で行う。

〈校 庭〉 各開放校とも抽選により行う。

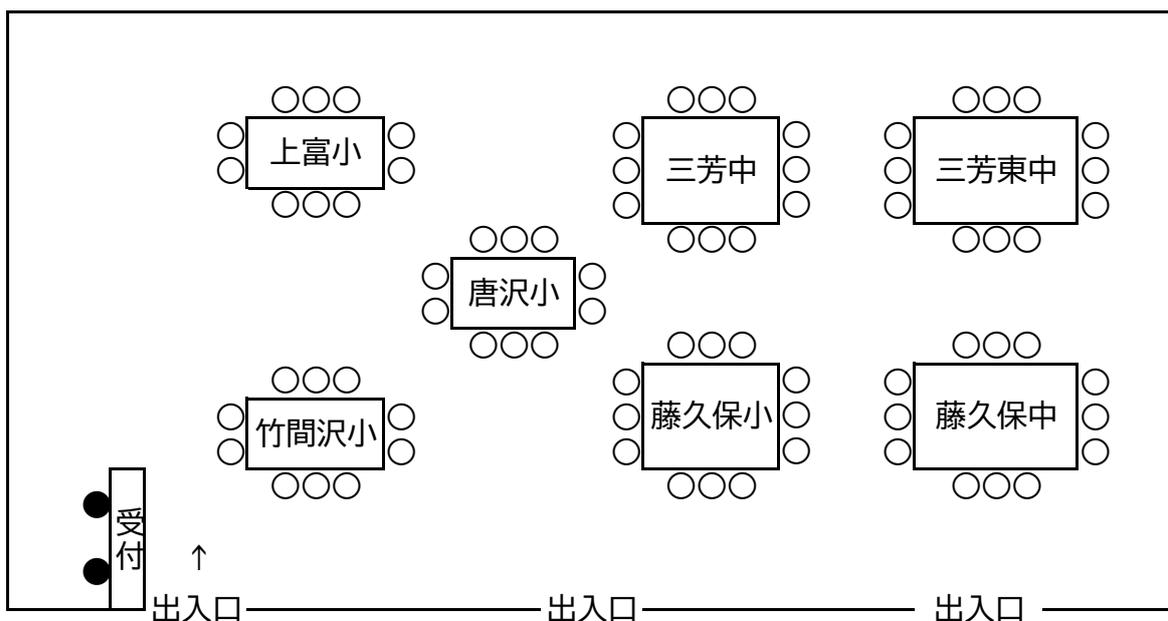
〈体育館〉 登録団体による日程調整会による受付とし、調整が困難な場合は、抽選により受付する。

【重要】

※登録団体証明証の有効期限は、登録した年の**4月1日**から翌年**3月31日**までとする。継続使用の場合は、使用月**1カ月前**の日程調整会までに更新手続き(学校体育施設使用団体登録書を提出)を済ませること。

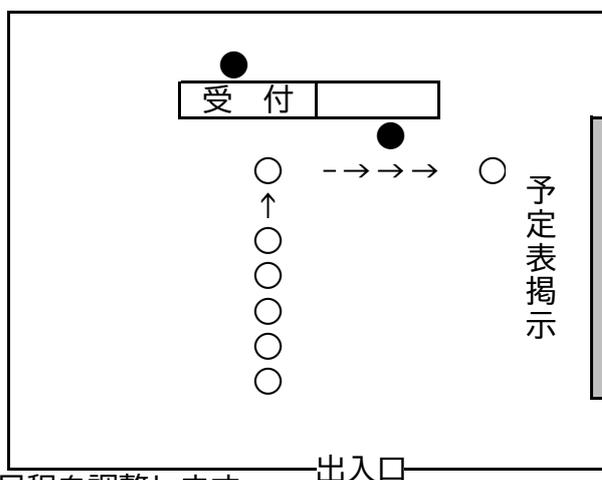
【日程調整会会場図】

☆ 体育館調整会場[3階 研修室] ●総合体育館 ○利用団体



※日程調整が終了した後、その学校の日程表及び申請書に予定を記入して受付に提出する。許可書を受け取る。

☆ 校庭調整会場[3階 会議室2] ●総合体育館 ○利用団体



※抽選方式で日程を調整します。

※抽選が終了した後、申請書に予定を記入して受付に提出する。許可書を受け取る。

4 学校体育施設使用の手順

①鍵の借用

②施設使用による解錠



③鍵の返却・日誌の提出

(1) 鍵の借用

学校体育施設の鍵は、各施設（公民館）で保管しているので、使用する団体は、利用ごとに各施設へ鍵を借りに行く。

借用時には、日程調整会において許可を受けた三芳町学校開放体育施設使用許可書（P34）を各施設（公民館）の窓口へ提示する。

公民館休館日などで借用が出来ない場合には、利用日の前日に鍵を借りに行くこと。

○鍵の受け取り場所

施設名	学校名
中央公民館	上富小学校・三芳小学校・三芳中学校
藤久保公民館	藤久保小学校・唐沢小学校・三芳東中学校・藤久保中学校
竹間沢公民館	竹間沢小学校

(2) 施設の使用

校庭及び体育館での利用種目は、各学校で許可された種目のみ（P2）で、それ以外の種目の使用は禁止する。

利用時間は、決められた時間内に開始、また終了し、その時間内には清掃する時間も含むこと。

学校体育施設の使用については、使用者の心得（P8）に記載された事項を守ること。

(3) 鍵の返却及び使用日誌の提出

鍵の返却は、利用したその日に必ず返却する。

公民館休館日などの理由で返却が出来ない場合には、その翌日に速やかに返却すること。

使用日誌は、鍵の返却者が記入して、鍵の返却とともに提出する。

(4) 使用許可の取り消し・禁止

次のような場合、使用の許可の取り消し及び使用の禁止をすることができる。

- (ア) 当該開放校に緊急必要事項が発生したとき
- (イ) 使用者が「使用者の心得 (P8~9)」を守れないと判断したとき
- (ウ) 使用時間を守らないとき
- (エ) 使用できる種目以外の使用目的で使用しているとき

(5) 原状回復の義務

利用者は、施設使用後速やかに器具等を原状に回復し、清掃をして利用の終了とする。

(6) 事故責任及び損害賠償

学校開放使用団体が使用しているすべての事故は、使用団体の責任の範囲とする。

5 使用者の心得

- (1) 使用許可時間(開始・終了時間)を厳守すること。
- (2) 許可された施設・備品以外は使用しないこと。
- (3) 開放施設内での喫煙を含む火気の使用は厳禁とする。
なお、学校敷地内は全て禁煙とする。
- (4) 持ち込んだゴミは全て責任を持って必ず持ち帰ること。
- (5) 施設・備品・用具の破損及び事故防止のための万全を期すこと。
施設等の破損については、学校開放安全対策により使用責任者が速やかに対応すること。なお、使用団体による破損はその団体が弁償する。
- (6) 校庭内への車の乗り入れはしないこと。
なお、車は指定した場所に駐車すること。
- (7) 終了時間 15分前になったら必ず清掃及び整備の時間にあて、
終了後、使用日誌の点検項目の確認を行い、施設の保全に努めること。
- (8) 幼児を連れてくる場合は、事故・いたづら等に十分注意すること。
- (9) 体育館のステージは使用しないこと。
- (10) 使用取り消し及び使用日の変更は、使用する日の一週間前までに総合体育館へ連絡すること。
- (11) 各学校体育施設の鍵は、借用したその日に速やかに返却すること。
また、使用日誌も同時に提出すること。
但し、公民館休館日など借用・返却が出来ない場合には前日に借用し、翌日に速やかに返却すること。
※使用後全ての灯りが消灯していることを必ず確認して施錠すること。
- (12) その他三芳町長の指示に従うこと。

使用者の心得（11）消灯確認について

灯りが消えているかの確認は、実際の照明のみではなく、電灯スイッチのランプが**緑色**（②参照）になっていることを確認すること。

※スイッチを2回押してしまうと、その場では照明が一度消えているように見えるが、時間が経ってから照明がつき、朝まで点灯してしまいます。

①点灯している状態（右側の赤色ランプ点灯）



②消灯している状態（左側の緑色ランプ点灯）

※ この状態になっていることを確認してから、施錠すること。



6 学校開放安全対策

(1)目的

学校体育施設開放に伴い、利用者の安全確保と施設の保安全管理を充実し、あわせて事故発生時における適切な処置をとることを目的とする。

(2)使用団体の義務

- (ア)使用中の事故防止と事故発生時の応急処置
- (イ)学校体育施設の管理と保全
- (ウ)使用日誌の記載と報告の義務
- (エ)天気等による施設の状況把握及び使用可否の決定の連絡
- (オ)他団体と共同使用時の打ち合わせ

(3)事故発生時の対策

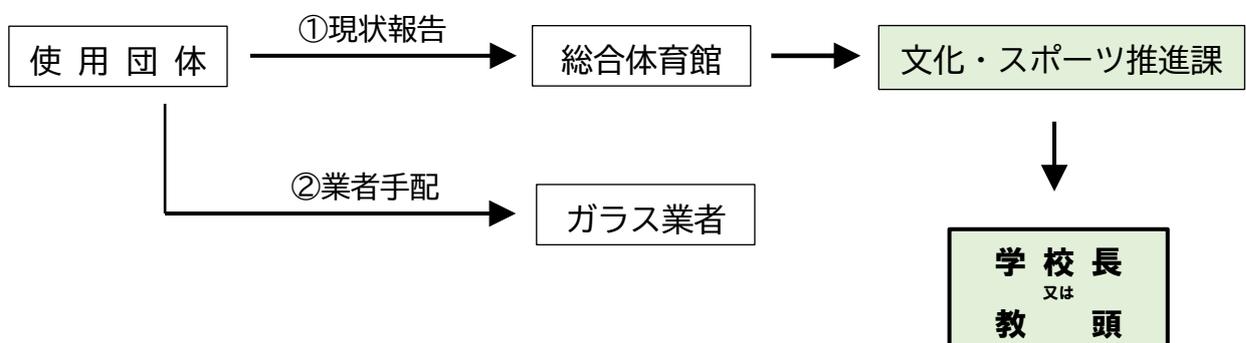
使用者は、学校体育施設利用の際、事故等の未然防止に努めなければならないが、使用者により施設の破損等が発生した場合、以下の手順で速やかに対応すること。

【原則】 使用団体によって窓ガラスが割れてしまったなどの施設等の破損は使用していた団体が弁償する。

また、使用団体は事故報告書を鍵返却時に公民館に提出し、後日(直近の平日)学校長に必ず連絡する。

(注意)原状回復での対応となります。

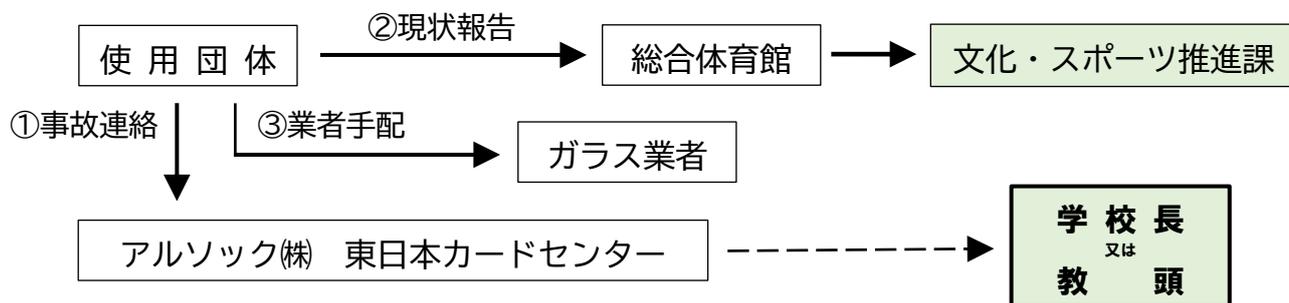
体育館の窓ガラスが割れた場合



※ガラス破片等は使用団体が責任持って処理をしてください。

例えばガラス業者が手配できず、かつ玄関の窓が割れてしまい防犯上問題があるなど緊急性が高い場合は、文化・スポーツ推進課で対応します。

校舎の窓ガラスが割れた場合



事故発生時に…

校舎に教職員がいない場合

1. 総合体育館から文化・スポーツ推進課に連絡が入る。
2. 文化・スポーツ推進課が現場に向かう。
3. 文化・スポーツ推進課が警備解除の上、校舎に入り使用団体と校舎内外のガラス破片等の処理を行う。

校舎に教職員がいる場合

教員に現状報告し、校舎内外のガラス破片等の処理を行う。

連絡例1 窓ガラスを割ってしまった：ガラス業者へ電話連絡

『こちら三芳町立〇〇〇学校・校庭(体育館)を使用している〇〇〇クラブの〇〇(氏名)ですが、誤って校舎(体育館)の窓ガラスを割ってしまいました。
現況は…(現場状況報告)…となっていますが、早急にガラスの修復をお願いします。』

【ガラス業者】※参考

山田硝子店 … 090-7201-6208

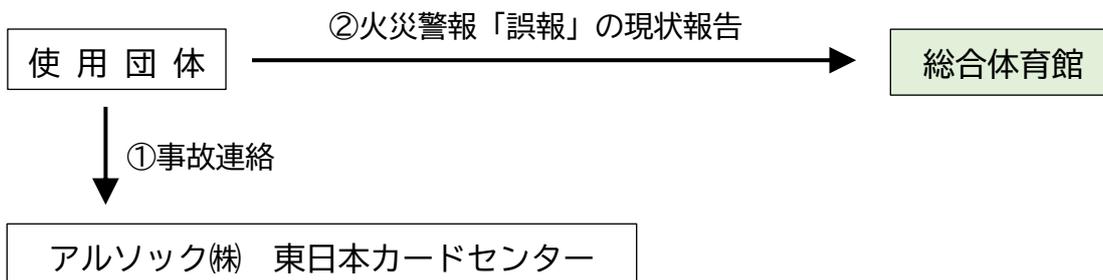
エヌティ企画 … 080-5437-4474

【警備会社】

アルソック(株)東日本ガードセンター … 0120-86-2413



体育館の火災警報機が鳴ってしまった場合



※学校開放事業事故報告書(P36)を、鍵の返却とともに公民館へ提出すること。
なお、学校長へは、後日必ず電話連絡すること。

【警備会社】

アルソック(株)東日本ガードセンター 0120-86-2413

連絡例2 火災警報器の誤作動：アルソック(株)へ電話連絡

『こちら三芳町立〇〇〇学校・体育館を使用している〇〇〇クラブの〇〇(氏名)ですが、火災報知機が誤って鳴ってしまいました。よって、今なっている火災警報は「誤報」ですが、この誤操作による火災報知機設備及び非常用ポンプの影響が考えられるので、復旧作業を早急にお願いします。』

次の手順 → 総合体育館への電話連絡

『こちら三芳町立〇〇〇学校・体育館を使用している〇〇〇クラブの〇〇(氏名)ですが、火災報知機が誤って鳴ってしまいました。火災報知機設備及び非常ポンプの復旧作業を学校開放事故対策の手順に従って警備会社へ連絡を取りました。』

→総合体育館職員の指示を受ける。

傷害事故の場合

症状により対応は異なるが、応急処置を行い、状況によっては医師に診断を受けさせるとともに、保護者・近親者へ連絡する等必要な処置を取る。

なお、事故発生の対応について、上記行動にまでは、使用責任者の範囲とする。

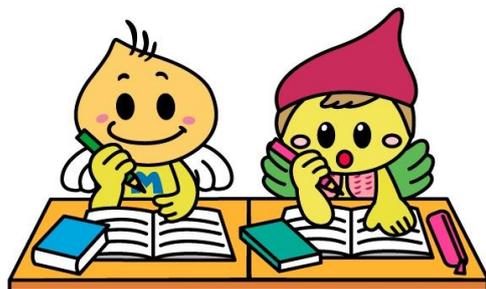
AED使用の対応

保健室及びAEDの位置は、施設略図(P13～28)に明示

※窓ガラスを割って保健室に入りAEDを使用する。その際、校舎内に入ると機械警備が作動するので、アルソック(株)東日本ガードセンターにも連絡する。使用責任者の判断で対応する。使用後は、前項(連絡例1)の連絡方法で対応する。

【×毛】

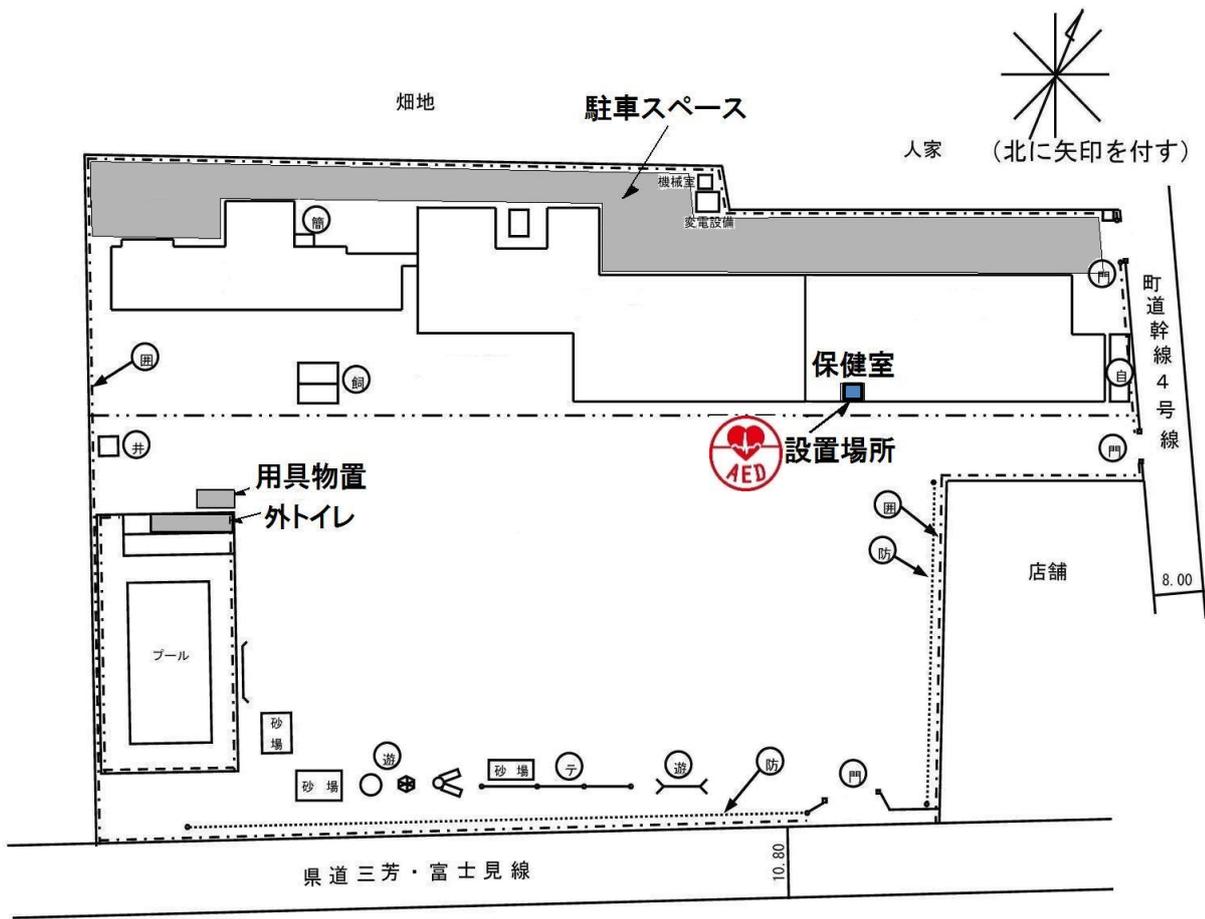
Handwriting practice lines consisting of multiple horizontal dotted lines.



Handwriting practice lines consisting of multiple horizontal dotted lines.

7 各小中学校体育施設概略図及びAED案内図

(1) 三芳小学校



体育館開放なし

三芳小学校 AED案内図(保健室内)



○部分が保健室
(窓ガラスを割って中
に入る)



入室後左手側に沿っ
た棚に向かう
(入口反対からの
図)

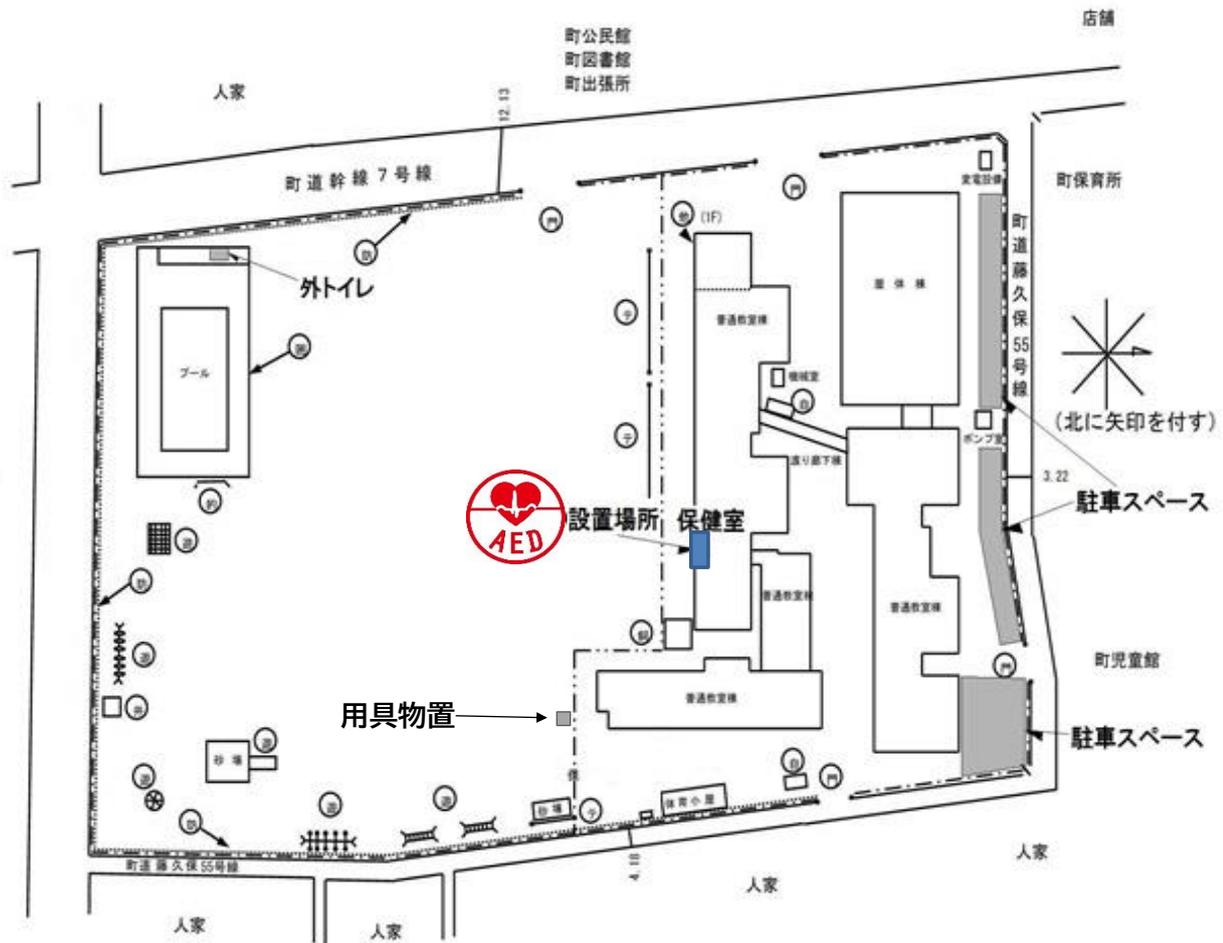


棚周辺の図



カゴの中にあります

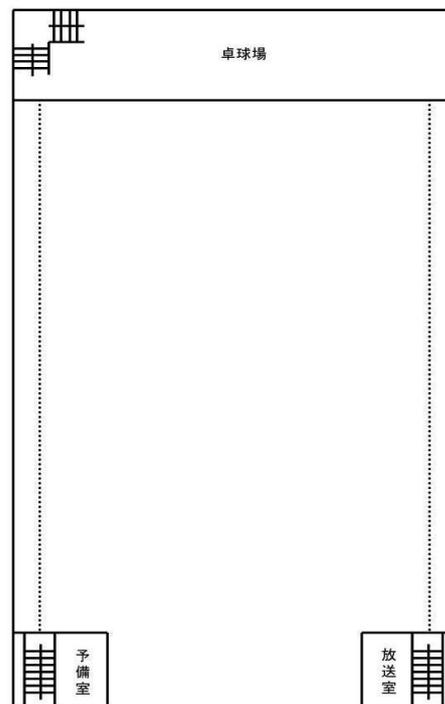
(2) 藤久保小学校



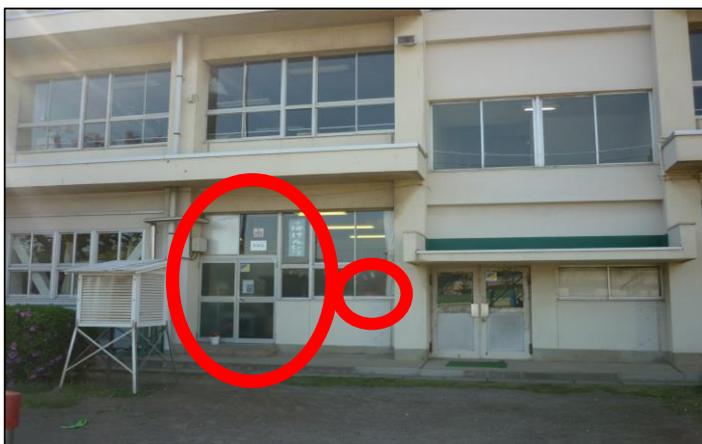
屋内運動場 1階



屋内運動場 2階



藤久保小学校 AED案内図(保健室内)



左の○が保健室
右の○はAED
(窓ガラスを割って中
に入る)



入室後右を向く
(入口反対からの
図)

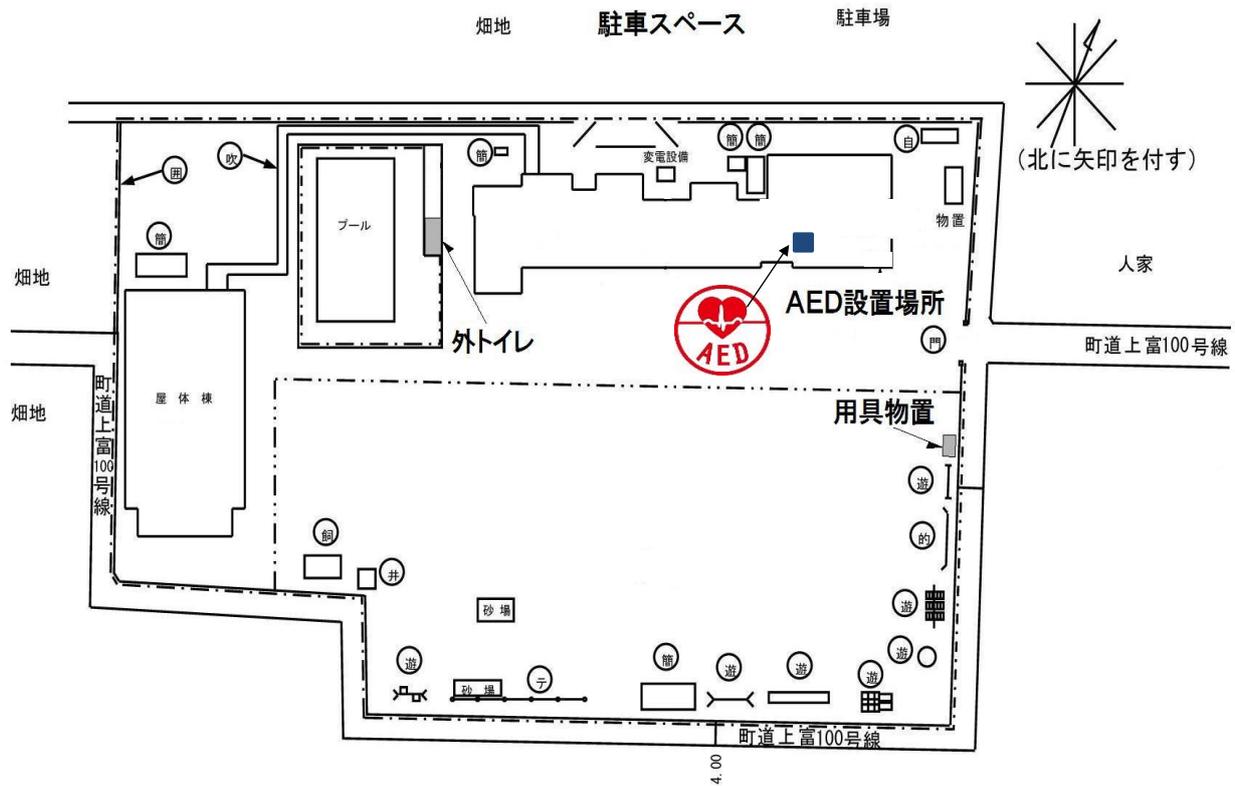


図2枚目
○周辺拡大図



図1枚目
右の○の拡大

(3) 上富小学校



屋内運動場 1階



- ①の駐車場で、奥に教職員の車が駐車している場合、手前の区画には駐車しないでください。
- ①が停められない場合、平日でも②の駐車場をご利用ください

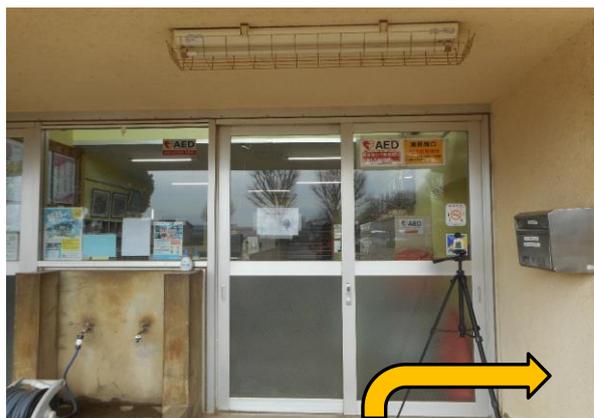
上富小学校 AED案内図(正面玄関右奥)



○部分が保健室
(窓ガラスを割って中
に入る)



正面玄関に入って
すぐ右側にありま
す。



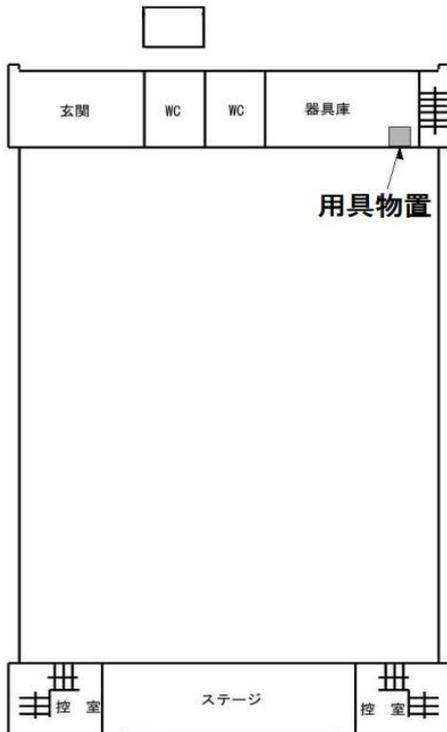
正面玄関のガラスが
すぐに割れない場合
は、正面玄関の前を
右に曲がり、1つ目の
出入り用のガラスを
割って校内に入って
ください。



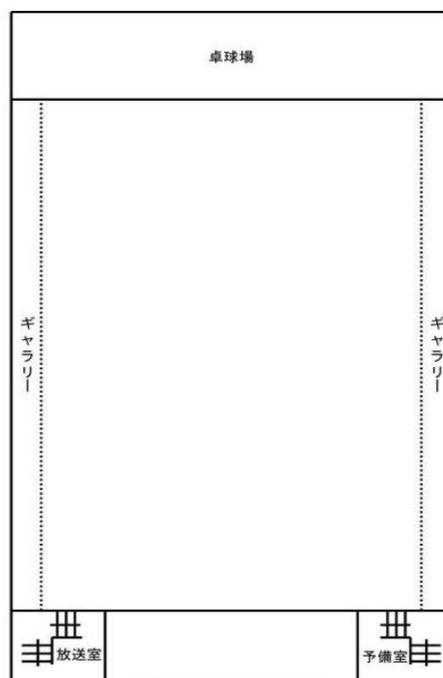
(4) 唐沢小学校



屋内運動場 1階



屋内運動場 2階



唐沢小学校 AED案内図(保健室内)



○部分が保健室
(窓ガラスを割って中
に入る)



入室後左手側
冷蔵庫の上にある

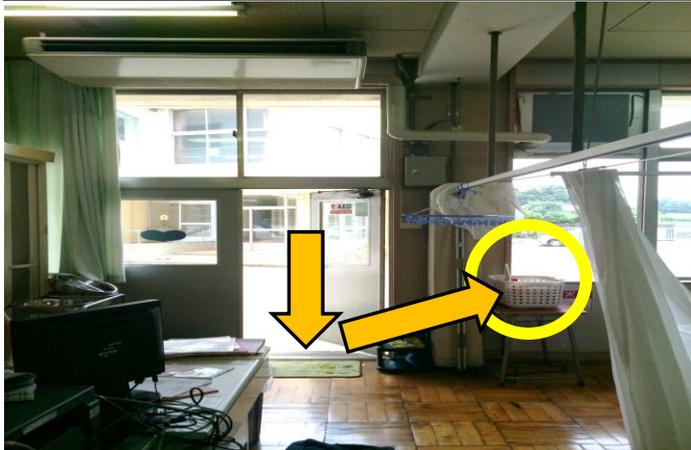


図2枚目
○周辺拡大図

竹間沢小学校 AED案内図(保健室内)



○部分が保健室
(窓ガラスを割って中
に入る)



入室後すぐに左に進
むと白いかごがあ
り、
その中にAEDがあ
る。



保健室外側から見た
AEDの位置



○部分
白いかごの中身

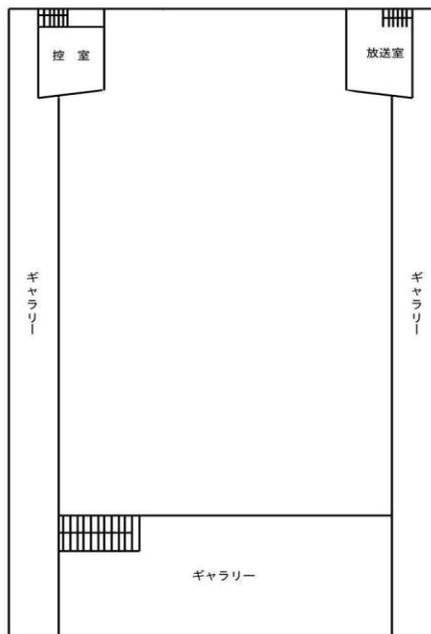
(6) 三芳中学校



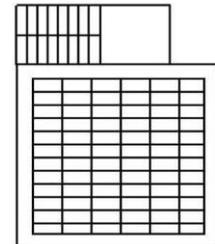
屋内運動場 1階



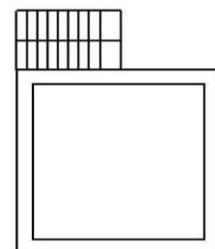
屋内運動場 2階



柔剣道場 1階



柔剣道場 2階



三芳中学校 AED案内図(保健室内)



○部分が保健室
(窓ガラスを割って中
に入る)



入室後
斜め右方向へ進む
(入口反対側からの
図)

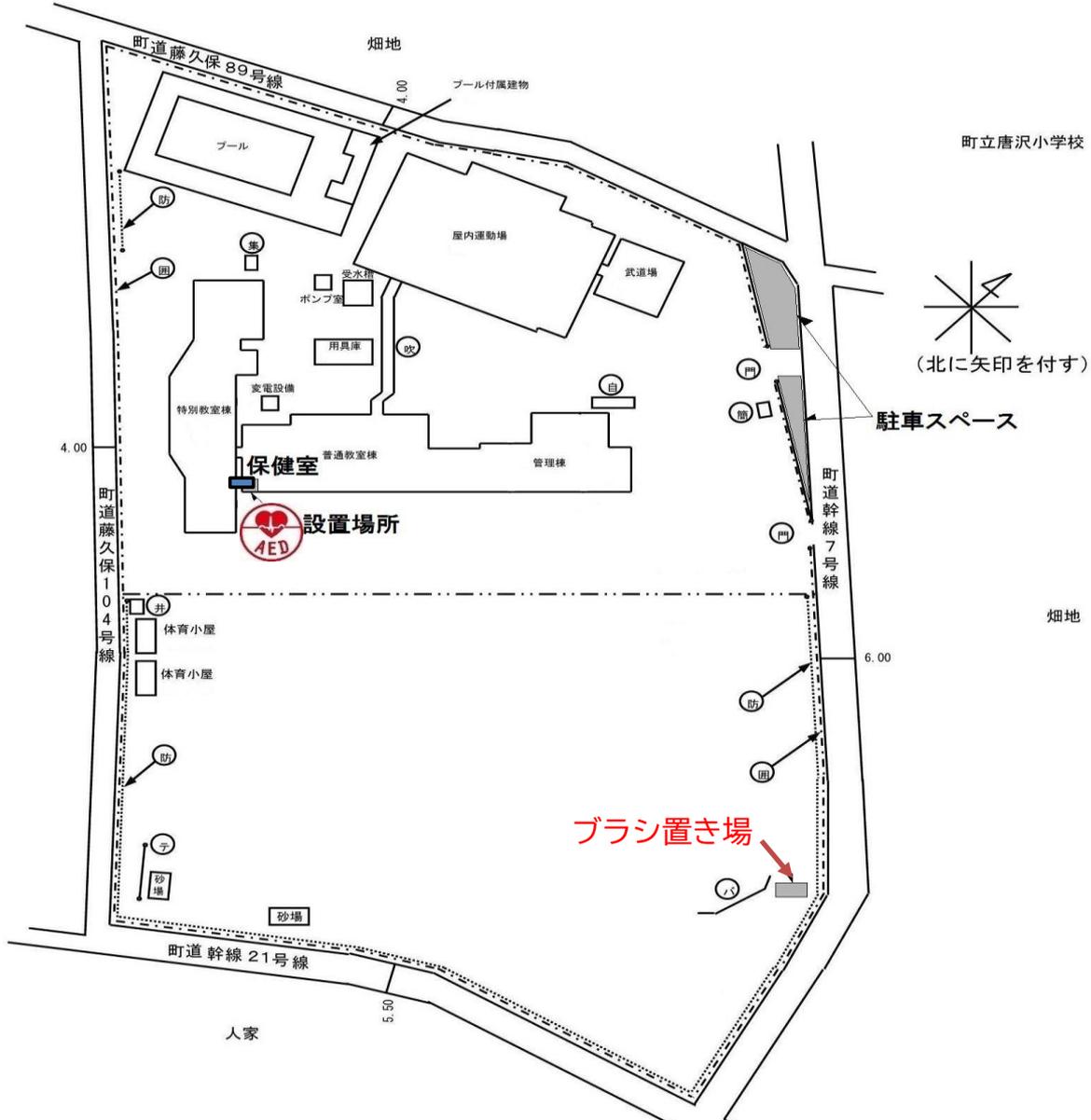


入口から見た
AED設置場所
周辺図



図3枚目
○周辺拡大図

(7) 三芳東中学校

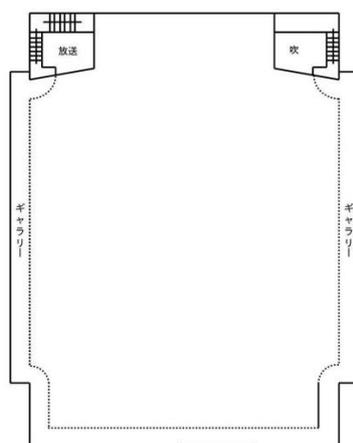


屋内運動場 1階



バスケットボール
ボード昇降操作盤

屋内運動場 2階



武道場 1階



武道場 2階



三芳東中学校 AED案内図(保健室内)



○部分が保健室
(窓ガラスを割って中
に入る)



入室後直進し
右を向く

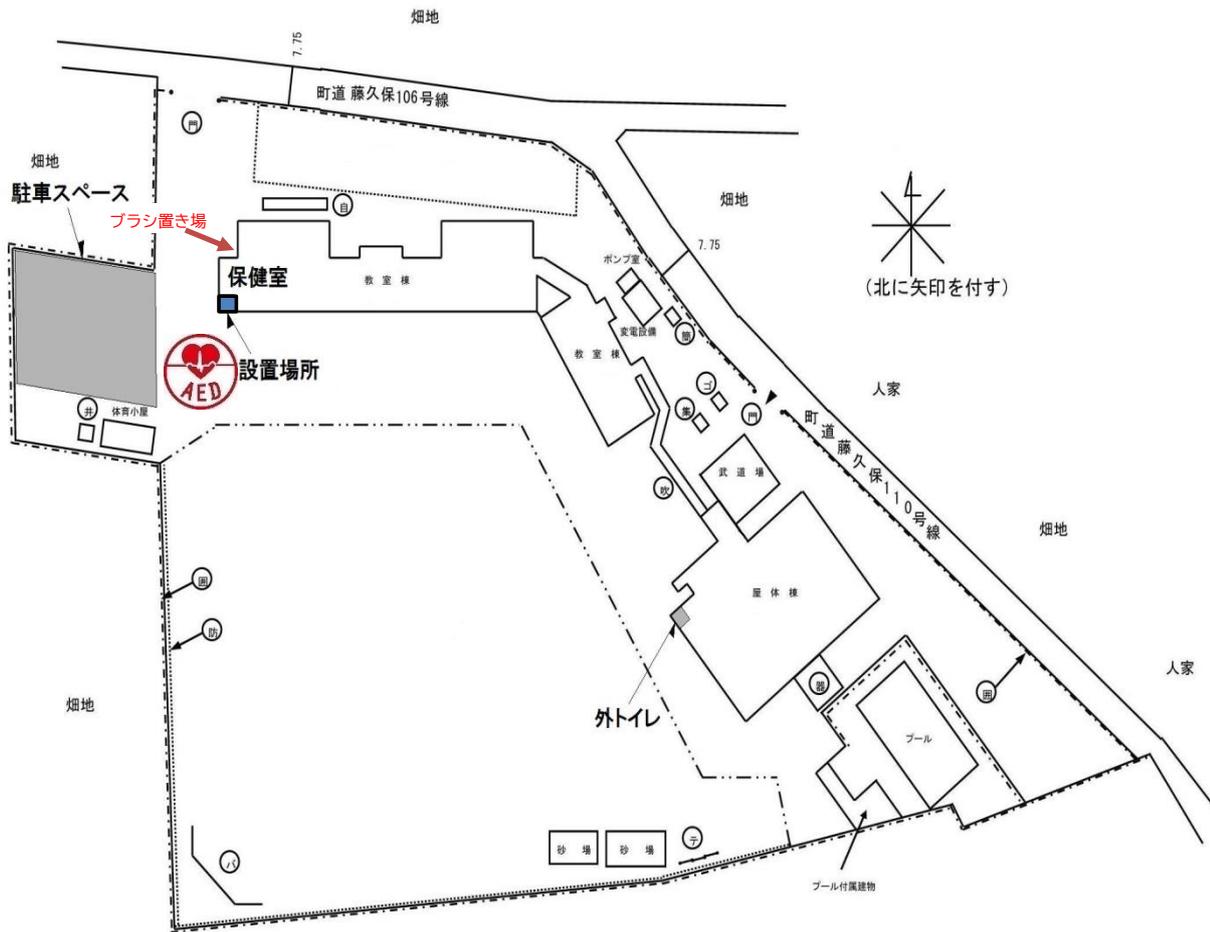


図2枚目
○周辺拡大図



入口反対から見た
AED設置場所
周辺図

(8) 藤久保中学校



1階

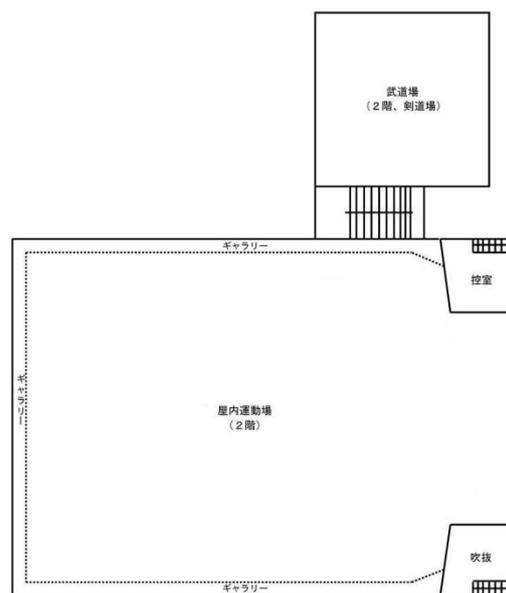
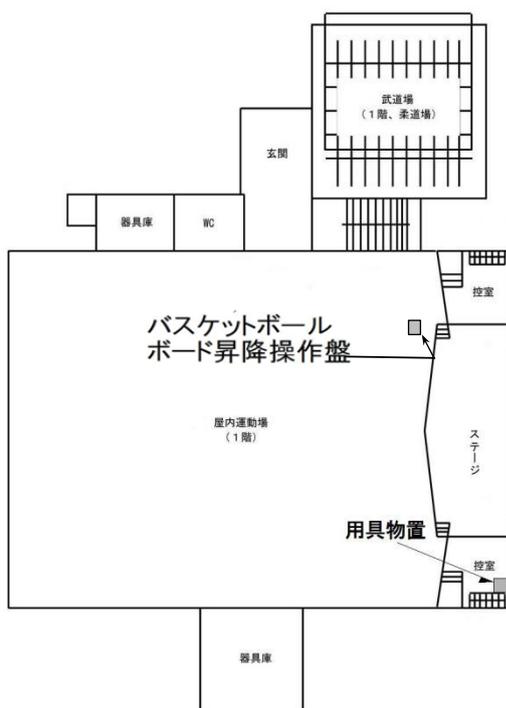
2階

屋内運動場

武道場

屋内運動場

武道場



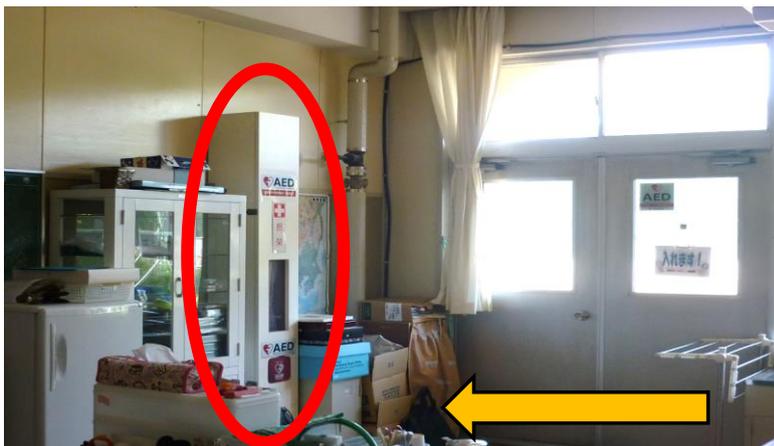
藤久保中学校 AED案内図(保健室内)



○部分が保健室
(窓ガラスを割って
中に入る)



入室後すぐに右を
向くと、
担架置場がある



入口反対から見た
AED設置場所
周辺図

担架置場の足元に
設置してある

8 連絡先一覧

【事故等緊急連絡先】

- ・三芳町総合体育館 049-258-0311

【各公民館（鍵の貸出業務のみ）】

- ・中央公民館 049-258-0050
- ・藤久保公民館 049-258-0690
- ・竹間沢公民館 049-259-8311

【開放校】

学校名	連絡先
三芳小学校	049-258-0674
三芳中学校	049-258-0675
上富小学校	049-258-6808
藤久保小学校	049-258-0555
唐沢小学校	049-258-8900
藤久保中学校	049-258-3232
三芳東中学校	049-258-5188
竹間沢小学校	049-258-3235

三芳町学校体育施設使用団体登録書

令和 年 月 日

(あて先)三芳町長

申請者住所
電話
氏名

下記のとおり、学校体育施設の使用団体として登録願いたく申請いたします。

団体名	
種目	
会員数	人
主な利用校	・ 学校 ・ 学校
スポーツ傷害保険加入の有無	有 ・ 無
団体代表者	氏名 年齢 歳 住所 TEL ()
	勤務先 所在地 TEL ()
使用責任者	氏名 年齢 歳 住所 TEL ()
	勤務先 所在地 TEL ()

- 備考 1. 会員名簿(氏名・住所・TEL)を添付すること。
2. 団体に関する資料(規約等)があるときは添付すること。
3. 申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
4. 申請者は太線(一)枠内に記入すること。

登録年月日	令和 年 月 日
登録番号	No.

団体名

番号	氏名	住所	年齢	電話番号	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

合計_____名

※記載できない場合は、この様式をコピーしてください。

※在勤・在学の場合は、備考欄に会社名・学校名を記載してください。

**令和7年度
学校体育施設使用団体登録証明証**

【有効期限：令和7年4月1日～令和8年3月31日】

団 体 名	見本
登 録 番 号	〇〇

上記団体は、令和7年度学校体育施設を使用する登録団体であることを証明します。

令和7年4月1日

三 芳 町 長(公印省略)

※学校開放日程調整会の際、必ず持参すること。

様式第2号（第8条関係）

三芳町学校体育施設使用許可申請書

受付番号

年 月 日

（あて先）三芳町長

申請者住所
電話
氏名

下記のとおり学校体育施設の使用を許可願いたく申請いたします。

団 体 名	
登 録 番 号	第 号
使用日時及び 開放学校名	
使用施設	校庭・体育館・柔道場・剣道場・卓球場
種 目	
使用人員	人
使用備品の有無	有() 無
使用責任者	氏 名 電話番号 (緊急連絡先)
備 考	

様式第3号（第8条関係）

三芳町学校体育施設使用許可書

許可番号

年 月 日

住 所

電 話

氏 名

下記のとおり学校体育施設の使用を許可します。

三 芳 町 長 印

団 体 名	
登 録 番 号	第 号
使用日時及び 開放学校名	
使用施設	校庭 ・ 体育館 ・ 柔道場 ・ 剣道場 ・ 卓球場
種 目	
使用人員	人
使用備品の有無	有() 無
使用責任者	氏 名 電話番号 (緊急連絡先)
備 考	

- (注) 1 使用責任者は、利用者の心得を熟知し、使用者全員に徹底すること。
2 使用取消しは、一週間前に連絡すること。

年 月 日

(あて先) 三芳町長

団体名 _____
代表者名 _____ 印
住 所 _____
電 話 _____

学校開放事業事故報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

事故の種別	
発生の日時	年 月 日 () 時 分
発生場所	
事故内容 (状況を詳しく)	
事故発生に伴う措置 (箇条書きにする)	
その他参考となる事項 (連絡者含む)	

10 令和7年度学校開放日程調整会日程表

調整月	調整日	時間	場所
4月分	3月20日(木)	19時～	総合体育館 3階 研修室・会議室2 (体育館) (校庭)
5月分	4月17日(木)		
6月分	5月15日(木)		
7月分	6月19日(木)		
8月分	7月17日(木)		
9月分	8月21日(木)		
10月分	9月18日(木)		
11月分	10月16日(木)		
12月分	11月20日(木)		
1月分	12月18日(木)		
2月分	1月15日(木)		
3月分	2月19日(木)		
4月分	3月19日(木)		

- ※上記調整日以前の受付はいたしません。
- ※上記調整会に参加できない場合は、翌月の使用ができなくなります。
- ※使用希望の団体は、必ず調整会にご参加ください。
- ※状況に応じて日時等が変更となる場合がございます。町ホームページをご確認ください。